

岐阜県公報

第 二 千 七 百 十 八 号
平 成 二 十 八 年 一 月 二 十 九 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

知事指定薬物の指定の失効	(薬 務 水 道 課)	五 六 ^ハ
道路の区域変更	(道 路 維 持 課)	五 六
道路の供用開始	(同)	五 七
美濃加茂都市計画下水道事業の変更認可	(下 水 道 課)	五 八

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表	(選 挙 管 理 委 員 会)	五 八
政治団体の異動事項の公表	(同)	五 九
解散届が提出された政治団体の名称等の公表	(同)	六 〇
指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表	(同)	六 一
資金管理団体の異動事項の公表	(同)	六 一
資金管理団体でなくなった政治団体の名称等の公表	(同)	六 一
訂正願が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表	(同)	六 二

公 示

落札者等に関する公示	(税 務 課)	六 三
指定管理者の指定	(地 域 ス ポ ー ツ 課)	六 三
大規模小売店舗の廃止の届出に関する件	(商 業 ・ 金 融 課)	六 四
多治見都市計画地区計画の図書の縦覧	(都 市 政 策 課)	六 四
多治見都市計画の図書の縦覧	(同)	六 四
落札者等に関する公示	(工 業 技 術 研 究 所)	六 四

正 誤

道路の区域変更中訂正	(道 路 維 持 課)	六 五
道路の供用開始中訂正	(同)	六 五
指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出中訂正	(建 築 指 導 課)	六 五

告示

岐阜県告示第三十二号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失つので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

1 ニ(ニ・五 ジメトキシ 四 メチルフェニル)エタンアミン及びその塩類(通称ニC D)

2 ニ(ニ・ビス(四 フルオロフェニル)メチル)スルフィニル) N メチルアセトアミド及びその塩類(通称Modafinidz)

3 一 メトキシ 三・三 ジメチル 一 オキソブタン ニイル(シクロヘキシルメチル) 一 H インダゾール 三 カルボキシラート及びその塩類(通称MOCHMINACA)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至つたため。

平成二十八年一月三十一日

岐阜県告示第三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年一月二十九日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道	二百五十六号	郡上市八幡町旭字堀越一〇二番一六一地先地内	前 A 後 B	前 一〇・九 後 三・〇	前 一・五 後 二・五	

岐阜県告示第三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年一月二十九日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	足助岐線	土岐市妻木平成町五丁目 一一番地先から 同 市妻木町字岩鼻四七 六番一地先まで 同 市妻木町字中田一五 九番八地先から 同 市同 町字塚本二〇 四九番五地先まで	前 A 後 B	前 五・二 後 三・二	前 一・九 後 三・六	A、B及びCの関係を表示するに於いて、図面を参照する。

同 市妻木町字岩呉四七 六番一地从先まで	後 C B	一六〇 五九一	七六・四
-------------------------	----------	------------	------

岐阜県告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年一月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路の種類	路線名		区 間		区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
神長 岡倉線				飛驒市神岡町東雲字西野 一三〇四番一地从先から	同 市同 町同 字同 一三〇一番一地从先まで	前 A 一三・四 二六・四	後 七三・五 一三・四	一六六・四	A B 係に及ぶ B A 係に及ぶ A B 係に及ぶ A B 係に及ぶ
				飛驒市神岡町東雲字西野 一三〇一番一地从先から	同 市同 町同 字同 一三〇一番一地从先まで	前 A 一三・四 二六・四	後 七三・五 一三・四	一六六・四	

飛驒市神岡町東雲字西野 一二九三番八地从先から	前 一九二 二〇七	同 市同 町同 字同 一二九五番一地从先まで	後 三三 一九〇	三三・一
----------------------------	-----------------	---------------------------	----------------	------

岐阜県告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年一月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路の種類	路線名		区 間		区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
平安 田八線				安八郡安八町大森字筏場 一八番二地从先から	同 郡同 町同 字松原 一八〇番一地从先まで	前 A 二〇八 二二六	後 A 一六〇	二八〇 一五〇	A B 係に及ぶ B A 係に及ぶ A B 係に及ぶ A B 係に及ぶ
				安八郡安八町大森字筏場 一八番二地从先から	同 郡同 町同 字松原 一八〇番一地从先まで	前 A 二〇八 二二六	後 A 一六〇	二八〇 一五〇	

岐阜県告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年一月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路

維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定又は変更の告示年月日ほか)
一般国道	号三百六十	飛騨市河合町保木林字下川原三五四番地先から	同市同町同字家廻二〇六番二地先まで	六八・八	平成二六・一・二九	平成二二・三・三

岐阜県告示第三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、美濃加茂都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
石原孝治後援会	森 泰章	加藤 貴紀	土岐市土岐口中町4 92 2	平成27年12月8日

- 美濃加茂市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
美濃加茂都市計画下水道事業 美濃加茂市公共下水道
- 三 事業施行期間
平成九年十二月五日から
平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十九日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松 利幸

井端浩二後援会	井端 浩二	金田 陽一	飛騨市古川町金森町10-31	平成27年12月15日
加藤利明後援会	林 敬久	林 高文	土岐市土岐口中町6-28	平成27年12月21日
しげつな秀次を育てる会	成瀬 廣男	揖斐郡池田町片山1620-1	平成27年12月3日	
杉原克己後援会	杉原 克己	瑞穂市十七条30-1	平成27年12月1日	
砂場研司後援会	山村 正毅	土岐市土岐津町土岐口2255-19	平成27年12月24日	
住田清美後援会	小枝 清司	飛騨市古川町上町323	平成27年12月14日	
田代昌代後援会	渡辺 美枝子	郡上市白鳥町中西488-1	平成27年12月22日	
土本典良後援会	渡邊 秀一	青木 繁	土岐市土岐津町土岐口2162	平成27年12月25日
つぐく淳也後援会	都 竹 淳也	都 竹 富士子	飛騨市古川町武之町8-15	平成27年12月14日
長瀬のりゆき後援会	長瀬 紀行	長瀬 綾子	土岐市土岐津町土岐口767-5	平成27年12月17日
永田五一後援会	水野 均	永田 大治	土岐市土岐津町土岐口1372	平成27年12月28日
野原さとし後援会	土川 博	高橋 義隆	揖斐郡池田町段531	平成27年12月25日
林としひろ後援会	竹 中 孝彰	竹 中 秀行	揖斐郡池田町八幡1831	平成27年12月8日
原喜与美を励ます会	養 島 成 晃	上 杉 芳 則	郡上市白鳥町為真693-1	平成27年12月28日
堀田重一後援会	市 橋 韶 二	奥 村 幸喜知	土岐市土岐口北町3-17	平成27年12月11日
宮嶋かずゆき後援会	宮 嶋 和 幸	土 屋 慎 二	土岐市土岐津町土岐口159-2	平成27年12月14日

岐阜県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その

異動事項を次のとおり表示する。

平成二十八年一月二十九日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異年月日
---------	--------	------	---	---	------

自由民主党岐阜県自動車整備支部	田 口 隆 男	会計責任者	尾 崎 正 俊	堀 部 忠 訓	平成27年 6月7日
		代表者	平 岩 正 光		
青山節児後援会	平 岩 正 光	会計責任者	柘 植 貴 敏	中 島 敏 明	平成27年 12月3日
		主たる事務所の所在地	中津川市津島町 1 25		
		代表者	庄 司 善 哉		
新しい中津川市政をつくる会	庄 司 善 哉	主たる事務所の所在地	中津川市西宮町 2 12	野 沢 種 助	平成27年 12月25日
		代表者	庄 司 善 哉		
えさき洋子後援会	江 崎 洋 子	主たる事務所の所在地	岐阜市山吹町 5 48 1	岐 阜 市 早 田 大 通 1 27	平成27年 12月10日
		名称	尾村忠雄後援会		
尾村忠雄後援会	三 島 一 朗	代表者	三 島 一 朗	三 島 堅 里	平成27年 12月7日
		会計責任者	尾 崎 正 俊		
岐阜県自動車整備政治連盟	田 口 隆 男	会計責任者	尾 崎 正 俊	堀 部 忠 訓	平成27年 6月7日
		主たる事務所の所在地	瑞穂市穂積1590		
鳥居よしみを支援する会	水 野 潔	主たる事務所の所在地	瑞穂市穂積1590	堀 部 忠 訓	平成27年 10月1日
		名称	西尾けいたと語る会		
西尾けいたと語る会	曾 我 望 武	代表者	西尾けいたと語る会	西尾慶太と語る会	平成27年 12月8日
		会計責任者	笠 原 謙 二		
古田はじめ加納中学校後援会	笠 原 謙 二	主たる事務所の所在地	各務原市蘇原清住町 3 103	小 木 曾 常 久	平成27年 11月16日
		名称	各務原市蘇原清住町 3 103		
みさお知子後援会	操 知 子	名称	みさお知子後援会	操 知 子 後 援 会	平成27年 11月13日

平成二十八年一月二十九日

岐阜県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その表示	当該政党の支部とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
一言を成す会(堀誠後援会)	堀 誠	松 岡 隆 二	岐阜市加納西丸町1-26	平成27年1月5日			
うえまつ康祐を励ます会	佐藤 正 春	植 松 和 香 子	可児郡御嵩町上之郷7066	平成27年7月28日			
岐阜県地域経済研究会	森 真	横 井 肇	各務原市蘇原青雲町5-61	平成27年12月13日			
菅沼明彦後援会	菅 沼 明 彦	渡 辺 良 一	飛騨市古川町金森町3-11	平成27年12月10日			
山県同志会	玉 井 典 夫	中 村 弘 武	山県市大桑553	平成27年12月4日			

岐阜県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十九日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	出たる事務所の所在地	代表者の氏名
都村 淳也	飛騨市長	つづく淳也後援会	飛騨市古川町式之町8-15	都村 淳也

岐阜県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十九日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
江崎 洋子	えさき洋子後援会	主たる事務所所在地	岐阜市山吹町5-48-1	岐阜市早田大通1-27
操 知子	みさお知子後援会	名称	みさお知子後援会	操知子後援会

岐阜県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第二号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十九日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

資金管理団体の 届出をした者の 氏名	資金管理団体の 名称	資金管理団体 でなくなった 年月日
堀	一言を成す会(堀誠後援会)	平成27年 1月5日

のあった政治団体の収支報告書について、訂正願の提出があったので、次のとおりその要旨を公表する。

平成二十八年一月二十九日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出

政治団体の収支報告書の要旨（平成二十五年分） 1 1 政党（国会議員関係政治団体 1号団体）中

自由民主党岐阜県 参議院選挙区第三支部	大野泰正	参議院議員	H26. 6.2	66,691,737	0	66,691,737	44,668,808	22,022,929	269,500	539	25,571,000	22,850,000	1,000,000	49,421,000	0	49,421,000	0	0	17,000,000	1,237
------------------------	------	-------	----------	------------	---	------------	------------	------------	---------	-----	------------	------------	-----------	------------	---	------------	---	---	------------	-------

自由民主党岐阜県 参議院選挙区第三支部	大野泰正	参議院議員	H26. 6.2	66,691,737	0	66,691,737	44,625,986	22,065,741	269,500	539	25,571,000	22,850,000	1,000,000	49,421,000	0	49,421,000	0	0	17,000,000	1,237
------------------------	------	-------	----------	------------	---	------------	------------	------------	---------	-----	------------	------------	-----------	------------	---	------------	---	---	------------	-------

自由民主党岐阜県 参議院選挙区第三支部	7,607,533	105,234	1,398,921	957,175	10,068,863	1,748,542	3,195,750	2,735,474	5,850	0	2,741,324	87,649	26,826,680	0	34,599,945	25,200,000				
------------------------	-----------	---------	-----------	---------	------------	-----------	-----------	-----------	-------	---	-----------	--------	------------	---	------------	------------	--	--	--	--

自由民主党岐阜県 参議院選挙区第三支部	7,607,533	105,234	1,398,921	957,175	10,068,863	1,705,730	3,195,750	2,735,474	5,850	0	2,741,324	87,649	26,826,680	0	34,557,133	25,200,000				
------------------------	-----------	---------	-----------	---------	------------	-----------	-----------	-----------	-------	---	-----------	--------	------------	---	------------	------------	--	--	--	--

改める。

政治団体の収支報告書の要旨（平成二十六年分） 1 1 政党（国会議員関係政治団体 1号団体）中

自由民主党岐阜県 参議院選挙区第三支部	大野泰正	参議院議員	H27.5.29	45,306,429	22,022,929	23,283,500	20,758,783	24,547,646	453,500	907	7,470,000	1,160,000	0	8,630,000	0	8,630,000	0	0	12,200,000	2,000,000
------------------------	------	-------	----------	------------	------------	------------	------------	------------	---------	-----	-----------	-----------	---	-----------	---	-----------	---	---	------------	-----------

自由民主党岐阜県 参議院選挙区第三支部	大野泰正	参議院議員	H27.5.29	45,349,241	22,065,741	23,283,500	20,632,383	24,716,858	453,500	907	7,470,000	1,160,000	0	8,630,000	0	8,630,000	0	0	12,200,000	2,000,000
------------------------	------	-------	----------	------------	------------	------------	------------	------------	---------	-----	-----------	-----------	---	-----------	---	-----------	---	---	------------	-----------

岐阜県 参議院選挙区第三支部	9,016,925	484,515	1,771,211	1,716,481	12,989,132	2,520,089	205,220	220,816	15,864	0	236,680	386,798	2,220,000	2,200,864	7,643,251	0
岐阜県 民選選挙区第三支部	9,016,925	484,515	1,771,211	1,716,481	12,989,132	2,520,089	205,220	220,816	15,864	0	236,680	386,798	2,220,000	2,200,864	7,643,251	0

改める。

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 新税務システム関連機器等の賃貸借及び維持管理業務委託 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成27年10月14日
- 4 落札者を決定した日 平成27年11月25日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市長区東桜一丁目1番10号
NTTフロンティア株式会社東海支店
支店長 佐藤 幸雅
- 6 落札金額 425,779,200円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県総務部税務課システム開発係
(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

指定管理者の指定

岐阜県長良川スポーツプラザ（宿泊施設に関する業務及びスポーツ科学センターの維持管理に関する業務に限る。）に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県長良川スポーツプラザ条例（平成五年岐阜県条例第十五号）第十八条の規定により公示する。

平成二十八年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定管理者となる団体
岐阜市宇佐南三丁目六番一号
株式会社技研サービス
代表者 関谷 裕久
 - 二 指定の期間
平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
- 指定管理者の指定
- 岐阜県グリーンスタジアムに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県グリーンスタジアム条例（平成十二年岐阜県条例第三十八号）第十六条の規定により公示する。
- 平成二十八年一月二十九日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- 指定管理者となる団体

各務原市那加桜町一丁目六九番地
各務原市

代表者 浅野 健司

二 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県川辺漕艇場^{せうていじょう}に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県川辺漕艇場条例（平成二十二年岐阜県条例第四十八号）第十六条の規定により公示する。

平成二十八年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

加茂郡川辺町中川辺一五八番地の四
川辺町

代表者 佐藤 光宏

二 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。

平成二十八年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出者の氏名又は名称

宮田商事株式会社

二 建物の名称及び所在地

ハローフーツ太田店
美濃加茂市太田町一九五二の一 外

多治見都市計画地区計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画地区計画 長瀬地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画風致地区 池田風致地区

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 謙

1 調達物品等の名称及び数量 複合材料表面分析装置における多機能分析装置部 式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成27年10月30日

4 落札者を決定した日 平成27年12月11日

5 落札者の住所及び氏名 各務原市鷺沼南町 3 20

三弘アルパック株式会社岐阜営業所

所長 山本 潤一

6 落札金額 41,202,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県工業技術研究所企画調整課管理調整係

(2) 所在地 関市小瀬1288

正 誤

(原稿誤り)

平成二十三年十一月八日第二千二百九十六号 道路の区域変更(岐阜県告示第五百五十五号)四九六頁下段表中「一四二・五」は、「一四二・六」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十七年十二月二十二日第二千七百九号 道路の供用開始(岐阜県告示第七百二十三号)八五四頁下段前から六行目中「岐阜県古川土木事務所」は、「岐阜県多治見土木事務所」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十七年十二月八日第二千七百五号 指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出八〇七頁上段前から七行目中「四番五七号」は、「四一四五七番地」の誤り。

平成二十八年一月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社